

長期優良住宅建築等計画の認定に係る「技術的審査」について

岡山県建築住宅センター株式会社は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁が行う長期優良住宅建築等計画の認定を支援するため、認定申請に先立って、申請者様のご依頼に応じて、当該計画に係る「技術的審査」を行い、申請者様に対して「適合証」を交付しています。

1. 業務の内容

長期優良住宅建築等計画の認定基準10区分のうち、所管行政庁が定める区分の技術的審査及びその適合証の交付（なお、当センターは適合証の交付をするもので、認定通知書は各所管行政庁にて交付されます。）

※ 所管行政庁：岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、新見市、笠岡市

2. 業務区域

岡山県内全域

3. 対象建築物

新築住宅	一戸建て住宅及び共同住宅等
既存住宅の増築・改築	一戸建て住宅及び共同住宅等

4. 料 金

◆ 一戸建て住宅

(消費税込)

	長期優良住宅単独	設計住宅性能評価併用
新築	38,880	5,400
増築・改築	71,280	

岡山県建築住宅センター株式会社

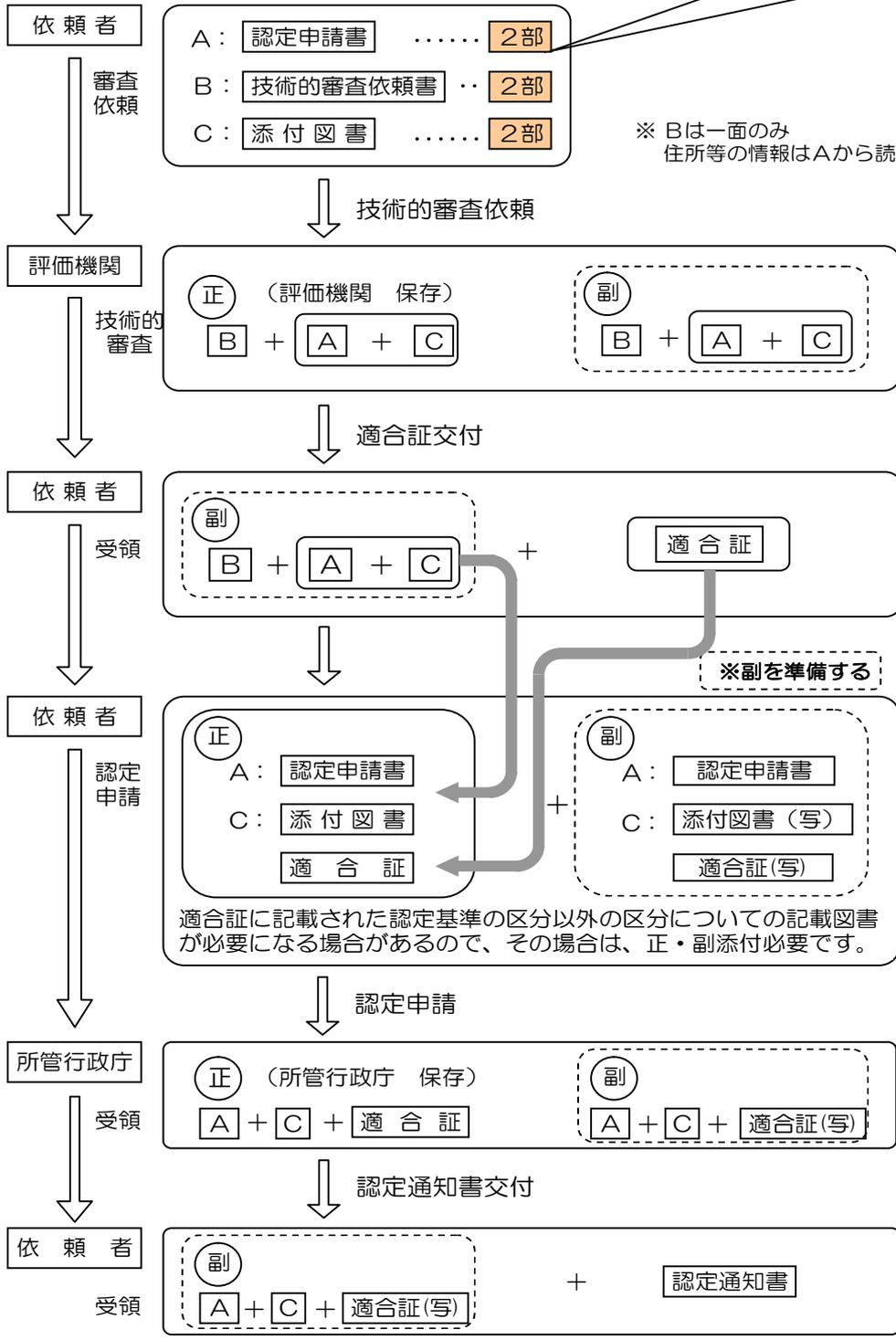
HP : <http://ww31.tiki.ne.jp/~okkjs>

本 社 TEL 086-227-3266 FAX 086-227-3267

倉敷営業所 TEL 086-426-5551 FAX 086-426-5553

< 依頼図書の流れ (一般の流れ) >

【増築又は改築の場合】
 現況検査を行い状況調査書が必要になります。



※ Bは一面のみ
 住所等の情報はAから読みとる

※副を準備する

※所管行政庁に認定申請する際は、添付図書(評価機関が技術的審査を終了した旨が確認できる押印されたもの)の写しが必要になります。

適合証に記載された認定基準の区分以外の区分についての記載図書が必要になる場合があるので、その場合は、正・副添付が必要です。